附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第八十六号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法律の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第18条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 中間業務報告書 第　期中（　年　月　日から 　年　月　日まで） 株式会社　銀行 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 株式会社 代表取締役　氏　名　銀行	**別紙様式第１号**（第18条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 中間業務報告書 第　期中（　年　月　日から 　年　月　日まで） 株式会社　銀行 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 株式会社 代表取締役　氏　名　銀行

別記様式第２０号（第６２条関係）

第　　号

機械警備業務管理者資格者証

氏　名

年　月　日生

警備業法第４２条第１項に規定する機械警備業務管理者としての資格を有する者であることを証する。

年　月　日

公安委員会　印

備考

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　中央部に日章の地模様を入れる。

別記様式第２０号（第６２条関係）

第　　号

機械警備業務管理者資格者証

本　籍

氏　名

年　月　日生

警備業法第４２条第１項に規定する機械警備業務管理者としての資格を有する者であることを証する。

年　月　日

公安委員会　印

備考

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　中央部に日章の地模様を入れる。